

## 2. IT革命推進の基本的考え方

以上のように、IT革命は個人と組織の活動の自由度を飛躍的に高め、経済社会に新しいダイナミズムと創造性をもたらすものであり、21世紀初頭の経済社会発展の原動力となるものである。また、IT革命は、われわれの経済社会を、その中のあらゆる主体及び活動がインターネットを中核とした情報通信ネットワークにより常時連結されるようになるという新しいネットワーク社会へと導くものである。IT革命が持つ諸特性にかんがみ、IT革命のもたらす成果を我が国の新しい経済発展と国民生活の質的向上に最大限に生かしていくために、今後政府として次のような基本的考え方に基づいてその推進に取り組んでいく必要がある。

### (1) スピードの重視

ITの世界では比喩的にドッグイヤー<sup>13</sup>という時間の単位で状況が変化していると言われている。技術革新が起こるテンポは驚異的な速さであり、新しい技術に基づいた製品やシステムないしビジネスモデルが数年のうちに陳腐化することも多く見られる。したがって、こうした状況の中、IT革命への対応で最大のポイントは「スピード」である。民間企業は、グローバルな競争圧力の中で他の企業に負けないスピードで対応することが必然的に求められるが、政府としてもスピードが最重要の要素であることを念頭に置いての政策対応に当たるべきである。

また、ITの驚異的な変革のスピードについていくためには、常に変革の中心近くに位置しておくことが重要である。中心から離れた位置では変革に気づいた頃には、最先端のフロンティアは手の届かない先を走っているということになろう。ITの世界では勝者の一人勝ちという事態もしばしば生じるので、変革に大きな遅れをとることは、市場競争力の面でも大きなマイナスである。様々な政策対応に当たっては、世界のスピードに対応し、我が国をグローバルなIT革命の中心に位置付けることが国際競争力の確保につながることも念頭に置いておく必要がある。

### (2) 民主導の変革

IT革命は、既存のビジネスの方法、仕組み、さらには秩序を破壊し、新しい方法、仕組み、秩序等を形成する、まさに“革命”の要素を強く持った創造的破壊現象である。革命のさなかにあっては正確に変革の方向や影響を見定めることはできない。こうした状況の中で、企業ないし企業家は、リスクを負いつつ、自ら革新を実行して変化を先導したり、競争圧力の中で生き残りをかけて、変化に対応する主体となる。その際のポイントは(1)で述べたスピードであり、IT革命は民主導で進めることが基本である。したがって、各分野における行政のあり方としても、規制の撤廃・緩和、明確なルールの設定と事後チェック型行政への転換を徹底し、透明で公正な市場の下で、自己責任に基づく自由な経済活動の範囲を最大限広げ、民主導の変革を積極的に支援していくことが重要である。

<sup>13</sup> 寿命に照らして計算すると、犬の1年は人間の7年に当たるとされていることから、1年間で通常の7年間に相当することが起きることのたとえとして使われる。

### (3) 新しいネットワーク社会への対応

I T革命は経済社会を新しいネットワーク社会へと導くものであり、政策的にも従来の発想では十分対応できないという自覚をもって取り組むべきである。

#### 1) 新たな市場の枠組み作り

インターネット上の取引等 I Tを活用した取引は消費者保護や企業間契約等に関し、従来の市場の枠組みでは十分に対応しきれない新たな課題を内包するものである。したがって、政府として果たすべき重要な役割は、次に述べるシステムの安全性確保と合わせて、ネットワーク社会における経済取引に対応した新たな市場の枠組みを構築し、消費者や企業が安心して I Tを活用した経済活動に従事できるルールや制度を早急に整えることである。

#### 2) システムの安全性確保と求められるグローバルな視点

これからの電子商取引の中心的役割を担うインターネットは、基本的には人々の善意を前提とするオープンなシステムである。本年 1 月下旬から連続して発生した行政機関等のサーバーへの攻撃に見られるように、悪意を持った攻撃に対しては本質的な面で脆弱性を有しており、安全性の面ではまだまだ多くの課題を抱えている。ハッカー対策、サイバーテロ対策等のネットワークセキュリティの維持・強化を I T革命が一層進行する 21 世紀のネットワーク社会の基本的な基盤整備として位置付け、官民協力の下にソフト、ハード両面から本格的な対応を行うことが必要である。さらに、サイバーテロ等は世界中のどこからでも、またどこへでも攻撃の可能性があること、世界がますます情報ネットワークで一体化するにつれ、局部的なシステムの破綻が世界的な広がりで見られる恐れが高まること等から、それに対する対応はグローバルな視点に立って取り組むことが求められる。

### 3. I T革命を起爆剤とした新しい経済発展に向けて

I T革命が経済社会にダイナミズムと創造性をもたらす過程で、経済社会の広範な側面にわたって新しい環境に対応するための転換が進む。この転換は、モバイルに見られるような I Tを活用した新しい製品・サービスの導入や様々な新しいビジネスモデルの発生・普及等 I Tに直接関連したものに止まらない。いわゆる I T革命の範疇を越えて、企業経営のあり方、労働、雇用のあり方、さらには、市場の枠組みを形成する法制度の変更までも含む経済社会の幅広い範囲に及ぶものである。こうした経済社会の制度やシステムの転換が遅れば、I T革命の成果が十分に生かされず、また I T革命の進行自体が遅れることにもなる。

これまで我が国においては、情報通信の高度化をはじめとする I T革命に関連した広範な政策課題について様々な切り口からの政策努力が行われてきたが、これら全ての政策が、I T革命を推進しそれを新しい経済発展に効果的につなげていくという観点から統一的に位置付けられた上で実行されてきたわけではない。I T革命の始動がみられるこの機会をとらえて我が国の新しい経済発展を実現していくためには、経済社会の制度・システム面での課題も含めて、上記の観点から重要政策課題を統一的に位置付けた上で、I T革命推

進の基本的考え方を踏まえつつ、戦略的取組を進めていく必要がある。

### (1) 予算・人員の重点配分と既存のネットワーク基盤の有効活用

政府の厳しい財政状況の中で、IT革命を効率的に推進していくためには予算・人員の重点配分と既存のネットワーク基盤の有効活用を進めていく必要がある。IT革命推進の最大のポイントはスピードであることから、政府の政策全体の中でIT革命の推進を極めて重要な課題として位置付けて予算・人員を重点配分し、それぞれの課題について世界水準の成果を他国に負けないスピードで実現することを目指すべきである。また、高度情報通信社会推進本部やミレニアム・プロジェクト等、政府として強力に推進しているところであるが、ITに関連するあらゆる領域において部分最適でなくシステムとしての全体最適が図られるように、政府全体として整合性のとれた政策をより一層推進していくべきである。

一方、貴重な資源の有効活用を図る観点から、これまで政府その他の公的部門において整備されてきた光ファイバー網等の大容量通信手段については、暗号化技術の活用や一定帯域の確保により緊急時の対応を図った上で、広く民間に開放していく必要がある。なお、ITを活用した公共施設管理の高度化・効率化のために公共施設管理用光ファイバー及びその収用空間の整備が進められているところであるが、そうした既存の管路、施設等を使用した、所有者あるいは管理者以外の者による新たな回線の敷設に関しては、その円滑化の観点から、オープン、無差別で透明性のある手続で処理することについて検討を進める必要がある。

### (2) ネットワーク社会における経済取引に対応した新たな市場の枠組みの構築

「高度情報通信社会推進に向けた基本方針」の「アクションプラン」(第1回フォローアップ)においては、①電子商取引の本格的普及(電子認証に関する制度整備、ビジネス方法の特許の適正な保護、個人情報保護、電子商取引推進のための制度等の見直し)、②公共分野の情報化(行政の情報化、ITSの推進、GISの整備・相互利用の推進)、③人材の育成及び情報リテラシーの向上(高齢者・障害者の情報通信利用の促進、教育の情報化、オンライン接続禁止条項の早期見直しの要請)、④高度な情報通信インフラの基盤整備(インターネットの総合的技術基盤整備、第3世代移动通信システムの導入、低廉な利用料金の実現)、⑤ハイテク犯罪・セキュリティ対策(不正アクセス対策法制の整備、情報セキュリティ対策)の5つの分野に優先的に取り組むこととされている。

これらの施策はIT革命推進の観点から高く評価できるものであり、積極的な取組が進められることを期待する。特に、「高度情報通信社会推進に向けた基本方針」に関連して、ネットワークの高速・大容量化と低廉・定額化、モバイルの積極的活用、放送のデジタル化、通信と放送の融合等による情報通信ネットワークの高質化を推進することとあわせて、以下のようなネットワーク上での経済取引を円滑化するための制度について検討及び導入を進め、早急にネットワーク社会における経済取引に対応した新たな市場の枠組みを構築することが重要である。なお、通信と放送の融合に関しては、今後一層進展していくものと予想される融合化に的確に対応するため、法制度の整備の検討を進めることが緊急の課題である。また、周波数割当手続の透明性の一層の確保を図ることを目的として法定化さ

れた、長期的かつ総合的視野に立った周波数割当計画の策定・公表により、電波の公平かつ能率的な利用が一層促進されることが期待される。

### 1) ネットワーク取引に対応した制度の整備

ネットワーク取引に対応した制度が未整備なままに残されていることは、問題が発生した場合の法解釈等に関する予見可能性を低下させ、この分野でのビジネスを進める際のリスク要因ともなっている。革新的なビジネスの出現・成長を促し、経済にダイナミズムを吹き込むためにも、早急に制度の整備を進めて、この面からのリスクを解消していく必要がある。

こうした観点に立って、ネットワーク取引の安全性と安定性を確保し、取引を安心して行うことができるようにするため、ネットワーク取引時代に即した、電子認証、個人情報保護、消費者保護等の諸制度を整備・確立するとともに、取引に関わる制度、電子決済・電子マネー、知的財産権、ドメインネーム<sup>14</sup>、適正な課税のあり方等についても早急に対応を進めることが求められる。特に、取引に関わる制度については、対面販売や書面の交付の義務付け、事務所の存在を前提とするなど、ネットワーク上の取引を想定していない制度や取引ルールの存在がネットワーク取引の障害となっているとの見方もあり、今後、消費者保護等に留意しつつ、必要な見直しを行っていくことが必要である。また、知的財産権に関して、いわゆる「ビジネス方法の特許」については、制度の運用について国際的な調和を確保し、運用の明確化を通じて産業界の予見可能性を高めることが重要である。また、市場における健全な競争を不当に阻害することがないように、必要に応じ、所要の対応を図ることが必要である。

### 2) 安全・危機管理対策の強化

常時接続の進展等に伴い、産業や政府活動そして家庭生活の多くがインターネットを核とする情報ネットワークで常に結ばれるようになり、また同時に、様々なコンピュータシステムに依存する度合いが強まってくる。この結果、ネットワーク上の一部システムの不具合が経済社会の広い範囲に悪影響を与える可能性が生じる。さらに、先に述べたようにインターネットは、悪意による攻撃を受けやすいという本質的特性を有しており、そのネットワークは国内に止まらず全世界と結ばれているため、グローバルな視点に立ったサイバーテロ防止対策等のセキュリティの確保や万一の事故等の際の危機管理対策が喫緊の課題となっている。

公的部門においては、電子政府実現の前提として、この問題に関するシステムの構築・管理、民間への普及啓発、技術開発、法整備等を早急かつ強力で推進するとともに、産学官の協力による恒常的な安全性強化の取組が必要である。また、ユーザーによる自衛策の支援とともに、被害者救済システムの充実の検討も求められる。

---

<sup>14</sup> インターネットに接続されたコンピューターを識別するための名前で、いわば、インターネット上の住所。コンピューターの識別番号を、人間が判りやすいアルファベットに置き換えた名称で、コンピューターを存在する地域や所有する組織の属性などを用いて標記する。

### (3) 我が国をグローバルな I T 革命の中心に位置付けるための方策への積極的取組

#### － I T 革命時代における我が国の国際競争力の確保に向けて－

基本的考え方の中でも触れた通り、猛烈な勢いで進行するグローバルな I T 革命の中で市場競争力を維持していくためには、常に I T 革命のフロントランナーとしての位置付けを保っておくことが必要である。そのためには、個人、企業等の経済主体自らが I T 及び関連分野における変革を主導したり、変革に積極的に参加したり、あるいは最先端の動きへのアクセスを確保できるという状況の中で、日本を常にグローバルな I T 革命の中心ないしその近傍に置いておくことが必要である。したがって、政府は、日本が世界の中でこうした位置付けを維持する上で必要なハード、ソフト両面での条件整備を積極的に進め、I T 革命を先導する民間企業の動きを加速・推進するという大きな役割を有している。

このような観点に立って、日本を常にグローバルな I T 革命の中心ないしその近傍に位置付けておくために政府としては次のような課題に重点的に取り組んでいくことが必要である。

- ①日本がグローバルな I T 革命を先導できるようになるための技術・システム開発を官民が協力して促進すること。特に、ビジネスモデルやデファクトスタンダード、I T S の構築、実証機会の提供、情報発信など国際競争力に関連する技術・システムの開発を促進するとともに、情報化等の分野に関し大胆な技術革新に取り組む「ミレニアム・プロジェクト」を推進すること。
- ②日本がアジア太平洋地域の情報面でのハブの一つとして機能する条件を整備し、合わせて国際物流の結節点の効率化を高めること等により、世界の情報ビジネス、ネットビジネスが日本に立地するような環境を整え、我が国の経済主体が常に世界の I T 革命の先端に容易にアクセスできるような状況を創り出すこと。
- ③インターネットのグローバルガバナンスへの貢献等 I T 革命に付随して必要とされる世界的な課題に積極的に取り組み、変革を主導したり、変革に積極的に参加すること。
- ④ I T 関連の国際標準の作成に向けて日本のイニシアティブを発揮するため、国際標準を目指した技術開発の推進、民間企業の国際標準化活動の支援、さらには欧米のみならずアジア諸国とも協調した標準化活動の推進に取り組むこと。

### (4) I T 革命の成果を最大限に生かすための物流のスピード化の促進

スピードあるネットワーク取引を実現し、I T 革命の成果を最大限に生かしていくためには、ボトルネックとなりがちなバックエンドすなわち物流のスピード化が重要である。

現在、物流に関する総合的な取組として、「総合物流施策大綱」(平成 9 年 4 月 4 日閣議決定)が策定され、関係省庁が連携して物流施策の総合的な推進に取り組んでいるところであるが、今後、特に、I T S や海陸一貫物流情報システム等 I T を活用した交通関連インフラをはじめとする基幹的なインフラの整備を行うとともに、以下のような施策を講じる等、物流のスピード化に重点を置いた施策を積極的に推進していくことが必要である。

#### 1) 物流システムの標準化・シームレス化・ペーパーレス化の促進

物流のスピード化に資するべく、物流システムの総合的な標準化を図るため、コンテナ等輸送用容器に関する工業標準の見直しを行い、また、国際標準化活動に主導的に参画し

ていく必要がある。

さらに、民間事業者の物流の効率化を進めスピード化への取組を支援するためには、在庫管理、受発注、ピッキング、仕分、集荷、配送、検品、店頭管理等の業務全般にわたる取引手続のシームレス化・ペーパーレス化が不可欠であり、そのため、システムの相互運用性・相互接続性を確保して、関係者間の情報の伝達・共有をできる限り円滑化し、情報化による便益をより広範に享受できるようにしていく必要がある。

また、国及び地方公共団体においては、輸出入・出入港等の行政手続において、情報化によるペーパーレス化及びワンストップサービス化の更なる推進に取り組む必要がある。

## 2) ITを活用した物流の効率性の向上

最近、コンビニエンスストアをB to Cのネットワーク取引の拠点として活用しようという動きが広まっており、送料の低下や決済の利便性の向上にも資するものと期待される。また、モバイル機器を用いて在庫をリアルタイムで管理するシステムの実用化が進められており、インターネットを使ったトラック荷台の空きスペース利用の仲介サービスの試行も一部始まっている。このような例をはじめとして、今後の大きな流れとしては、ITを活用した物流の一層の効率化によるスピード化が実現されていくものと見られる。

こうした方向での新しい試みに当たっては、関係者が多岐にわたるなど民間事業者のみの取組では困難な場合も想定されることから、必要に応じて政府も積極的な支援を行うことが望まれる。

## (5) IT革命時代の変革とスピードに対応できる経済社会システムの構築

IT革命の時代にあっては経済を取り巻く環境条件は大きくかつ急速に変化していく。ある時点で最新の技術・ノウハウを体化し、大きな成功を収めた商品・サービスやビジネスモデルであっても時間の経過とともに急速に陳腐化する一方で、さらに新しい技術・ノウハウが次のビジネスチャンスを創り出す。こうした激しい変化の中で、それらの変化がもたらすチャンスを個々の経済主体が機敏に生かし、それが経済全体の生産性の向上や経済成長につながるようにしていくためには、IT革命のもたらす新しい情報環境にふさわしい経済社会システムの構築を通じて、経済の各主体が状況の変化にスピードをもって適切に対応していけるようにすることが必要である。こうした観点から、以下に述べる企業活動と労働・雇用・教育面での課題に対しても積極的に取り組む必要がある。

### 1) 企業活動面での変革へのサポート

#### ① 企業経営、組織の変革を支える事業環境の整備

##### (ア) 適切なコーポレート・ガバナンスのための制度と企業組織の変革を容易にする制度の整備

IT革命は企業活動のあらゆる面での変革を実現するまたとない機会を提供している。このような変革の機会が旧来の利害関係によって損なわれることなく、あらゆる企業活動の刷新が行われるよう、株主総会等会社の機関のあり方、会社の情報の適切な開示のあり方等を含む適切なコーポレート・ガバナンスのあり方について検討し、所要の措置を講ずる。

また、日本企業は、IT革命に対応するには個々の分業単位の自律性を高める工夫が必要と言われており、分社化、持株会社化等による組織変更や、M&A、MBO等による既存企業の枠組みを越えた組織再編を容易にする制度整備が必要である。これまで、持株会社の解禁（独占禁止法改正）、合併手続の簡素化（商法改正）、事業再構築を促進する措置（産業活力再生特別措置法）、株式交換・株式移転制度（商法改正）、会社分割制度（商法改正）<sup>15</sup>が整備され、組織変更・再編のための環境が整いつつある。今後は、組織の変更・再編に伴い、雇用の安定及び能力開発の実施が図られることが重要である。また、企業の経営環境の変化に対応する観点や国際競争力の維持・向上に資する観点、さらには企業の経営形態に対する税制の中立性を図る観点から、会社分割に係る税制及び連結納税制度の導入を目指し、検討を進めることが必要である。

#### (イ) 競争的事業環境の整備と司法制度改革の推進

各経済主体によるIT革命への迅速な対応を可能にするためには、事前規制型から事後チェック型行政への転換を図るとともに、予測可能なルールに沿って行動を決定できるよう明確なルールを設定し、経済活動の自由度を拡大することが重要である。その一方で、各経済主体間あるいは規制当局と私的経済主体の間に生じる紛争を司法の場で処理する必要が高まることから、その紛争処理能力向上に向け、法曹人口の適正な増加、弁護士と隣接法律専門職種等との関係、裁判手続外の紛争解決手段のあり方等の諸課題についても、司法制度改革審議会等において引き続き検討を進めていく必要がある。

また、市場への新規参入を妨げる商慣行や、不当な手段で他人の事業活動を妨げる不公正な競争行為については、新たに創設された私人による差止請求制度<sup>16</sup>の活用等を通じて公正な市場取引の実現に努める。

さらに、海外IT関連企業等の参入を促進し、競争を通じた経済活発化を図る観点からも、規制の撤廃・緩和の一層の推進等により国際的にみて魅力ある事業環境の整備を進める。

#### (ロ) ITの利用促進

IT投資に関する意思決定にはこれまで以上に知識や計画性が必要とされることから、経営者にはITに関する深い見識が求められるとともに、ITの導入方法について専門的な立場からアドバイスを行うコンサルタント等の役割が重要になると考えられる。

このため、適切なIT投資がなされるよう、各種の中小企業支援機関<sup>17</sup>による民間の専門家を活用した診断・助言等を行うとともに、ITと経営の双方の知見に通じ、経営者の立場に立って情報化企画・調達を行えるような人材（ITコーディネーター）の育成を進めるなど、ソフトウェアを含めたIT投資が促進されるよう様々な支援措置を講

<sup>15</sup> 第147回国会で商法を改正した（平成12年5月31日から起算して1年を超えない範囲内において政令（未公布）で定める日から施行される予定）。

<sup>16</sup> 第147回国会で独占禁止法を改正した（平成13年1月6日から起算して6月を超えない範囲内において政令（未公布）で定める日から施行される予定）。

<sup>17</sup> 中小企業・ベンチャー総合支援センター（全国8カ所）、都道府県等中小企業支援センター（全国約60カ所）、地域中小企業支援センター（全国約300カ所）等

ずる。

## ②変革の主体となるベンチャー等へのサポート

日本でもネットビジネスの出現を契機に創業・起業ブームが起こりつつある。一部の投機的な動きに幻惑されることなく、市場競争力をつけて、将来大きくビジネスとして伸びていくという本当の意味でのベンチャーを育てていくという観点から、政府としても、米国並に創業・起業がしやすく、ITに関する優れたアイデア・技術を持ったベンチャー企業が急速に成長できる環境を整備していくことが必要である。このため、当面、以下の施策を推進する。

### (7) 技術力の強化と人材の確保

ITは極めて急速に進歩していることから、企業はコアとなる技術に対して経営資源を重点的に配分するとともに、大学等との共同研究などにより外部の技術ソースを活用する必要がある。

このような観点から、国公立大学については、民間企業からの受託研究等に係る資金の受入れ等の円滑化措置が講じられた。また、国立大学教官等による研究成果の事業化を目的とした民間企業役員の兼業が認められたところである<sup>18</sup>。今後、これらの制度が活用されるとともに、私立大学を含め、技術移転機関(TLO)<sup>19</sup>による大学から民間企業へ研究成果の移転が活発に行われること等により、産学連携による技術力の強化が促進されることが期待される。

ベンチャー企業にとっては、技術力とともに経営、経理、法務、特許等の知識・能力を有する人材を確保することが極めて重要であり、政府としては、下記2)①に述べる労働市場の需給調整機能の強化を図るとともに、中小企業・ベンチャー総合支援センター等を活用した人材確保に対する支援を充実させる。また、今後、ビジネス・スクール等の設置が促進されることが期待される。

### (4) ベンチャー支援のための金融・資本市場の整備

最近では、ベンチャーにとっての資金調達環境は整いつつあるが、一般的には資金調達の困難さが創業時の障害となっている。また、一部の急成長するベンチャー企業については、株価の急激な高騰により、その流動性が確保されない等の問題点も指摘されている。このため、企業家の資金調達を容易にする方向での更なる改革が必要である。

証券市場については、ベンチャー企業向け証券市場として、昨年11月に東証においてマザーズが開設され、今年5月には大証においてナスダック・ジャパン市場が開設された。また、店頭登録市場や未公開株式市場においても市場改革が進められているところである。今後も市場の信頼性を向上させることにより、活性化のための一層の環境整備を進める。

<sup>18</sup> 第147回国会で成立した産業技術力強化法を踏まえ、国家公務員法第103条に基づき、人事院規則を整備(平成12年4月20日施行)。

<sup>19</sup> TLOはTechnology Licensing Organizationの略。大学の研究成果の特許制度等を活用することによって民間事業者に移転し、その結果得られる利益の一部を大学に還流する機関。大学の特許部としての役割を果たす。



また、間接金融の面では、これまでの不動産担保を前提とした融資手法を見直し、事業が生み出す将来のキャッシュフローにも着目した融資手法の活用を図る必要がある。特に政府系金融機関においては、高い成長性が見込まれるものの不動産担保の乏しい企業に対する資金供給スキーム<sup>20</sup>の積極的な活用を図る。

#### (ウ) リスクへの挑戦に対する支援

ベンチャー企業の育成のためには、経営者や従業員がリスクに見合った高い報酬が得られるとともに、失敗した場合のセーフティネットと再挑戦の可能性が確保されるよう制度を整備していく必要がある。

こうした観点から、平成7年にストック・オプション制度が導入され<sup>21</sup>、制度の充実が図られてきているところであるが、同制度がより一層活用されるよう制度のあり方について検討し、所要の措置を講ずる。

倒産法制については、和議手続に代わる手続として民事再生手続が創設され今年4月に施行されたところであるが、このほかの倒産法制についても抜本的な見直しを行う<sup>22</sup>。

## 2) 労働市場の機能強化と労働者の能力開発への支援

IT革命により、企業の組織体制や業務プロセスの変革が進展することとなるが、これは同時に雇用にも大きな影響を与える。例えば、データの収集・伝達といった事務労働・単純管理労働に対する必要性が低下し、よりアイデアの創造に携わる専門的知識労働に対する需要が高まることとなる。また、これまで政府が一体となって取り組んできた経済対策・雇用対策の効果もあり、最近、情報通信技術等の分野においては、大幅な求人増加がみられるところである。こうした業務内容のシフトや労働需要の変化は、企業が労働者に対して求める能力と、実際の労働者の能力とのミスマッチを生じさせる可能性があることから、ミスマッチを解消するための労働市場の機能強化、労働者の能力開発支援等を推進していく必要がある。

### ①労働市場の需給調整機能（マッチング機能）の強化

労働市場の需給調整については、公共職業安定機関及び民間の労働力需給調整機関がそれぞれの特性を活かしつつ、全体として円滑な労働力需給調整機能を果たしていくことが重要である。このため、公共職業安定機関について、その機能強化を図る必要がある。また、労働者派遣事業と有料・無料職業紹介事業については、その対象業務、取扱職業のネガティブリスト化等を通じて、経済社会情勢の変化に対応した効果的な労働力需給調整機能が強化されてきているので、引き続き、その活力や創意工夫を活かし、労働力需給調整の役割を有効、適切に果たせるようにする必要がある。今後、改正労働者

<sup>20</sup> 無担保フロント付社債の引受も含んだ中小企業金融公庫等の成長新事業育成特別融資、日本政策投資銀行等が行う知的財産権担保融資等がある。

<sup>21</sup> 平成7年の特定新規事業実施円滑化臨時措置法改正により導入された（同法は平成12年3月に廃止されている。）。平成9年には商法改正によりストックオプションに関する規定が設けられた。

<sup>22</sup> 破産（破産法）、特別清算（商法）、会社整理（商法）及び会社更生（会社更生法）については、早期の抜本改正に向けて法制審議会で審議中。

派遣法及び改正職業安定法の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。なお、官民の情報を一元的に提供できるネットワークの構築を検討する必要がある。

## ②主体的、創造的な働き方の実現

I T革命の進展により、業務の効率化が進み、個人の創造性の発揮と仕事の成果が要求されてきていることから、労働基準法による裁量労働制を活用するなどにより、I T産業を担う人材の主体的・創造的な働き方の実現を図る。

また、通勤が困難である等の理由から就業していなかった女性や高齢者、障害者等が、その能力を活かして在宅就業等多様な形態で就業することが技術的に可能になってきている。このような観点から、テレワーク・SOHOの普及に資する支援施策の整備を行うとともに、在宅就業の適正な実施を確保するための相談体制の整備等を行う。

## ③企業外部での職業能力開発システムの充実

I T革命により、労働者に必要とされる技能・知識が非常に速く変化し、高度化していくことから、企業内でのI T関連の人的能力開発の推進はもとより、労働者自身の自発的な職業能力開発が求められることとなる。

このため、I T関連技能に係る教育訓練機会の環境整備を図るため、公的な職業訓練機関によるI T関連プログラムを充実するとともに、引き続き教育訓練給付制度の充実を図り、貸付制度の効果的な活用についても検討するなどにより、民間の教育訓練機関等を活用した職業能力開発を支援する。

また、大学院等の高等教育機関を有効に活用し、専門大学院や夜間・通信制大学院等の設置の促進等により、自発的な能力開発を行う環境を整備していく必要がある。

さらに、ビジネス・キャリア制度の充実その他職業能力評価システムの整備を図るなど、ホワイトカラーの労働移動の円滑化にも資することとなる施策についても引き続き講じていく。

## ④有能な外国人労働者の活用

I T技術者については世界的に不足する傾向にあり、先進各国が人材の確保に動きだしている。自国労働者の活用が先決との議論もあるが、I T革命の進展のスピードやグローバルベースでの競争による経済の活性化のためにも、I T技術者の積極的受入れを行うべきである。米国においては、留学生が帰国せず創業や就職する者も多く、こうした人材がI T革命の担い手となっていることから、我が国においても、より一層留学生や外国人研究者の受入れを推進する。

## 3) 教育におけるグローバルリテラシー<sup>23</sup>の確保

I T革命に対応していくためには、I T技術者をいかに増やし、いかに育成するかが大

<sup>23</sup> ネットワーク化したグローバル社会において、コンピュータやインターネットといった情報技術や国際共通語としての英語を使いこなし、世界から情報を自在に入手し、理解し、国を越えて意思を明確に表現できる能力。

きな課題となる。IT革命を担える人材を育成し、ネットワーク化したグローバル社会において優位な地位を確保するために、情報通信分野に関して、大学等における産業界との連携による取組等を通じて高度かつ実用的な知識や技術を持った人材を養成することが必要である。

また、IT革命の進行は、情報活用能力を有する者とIT革命への対応に遅れた者との格差（デジタル・デバイド）を経済社会の多くの場面で生むことが懸念される。

このため、長期的な視点に立ってIT技術者を育成するとともに、こうした格差の発生を防止するためには、初等中等教育段階からのグローバルリテラシーとしての情報活用能力や外国語能力、特に英語の修得がより重要となってくることから、小・中・高等学校の各段階におけるコンピュータやインターネットの積極的な活用等により、IT革命に対応できる能力の向上を図っていく必要がある。

さらに、児童・生徒から障害者や高齢者も含め社会人に対する情報活用能力の向上を支援するため、インターネットを活用した遠隔教育の基盤整備・普及や社会教育施設等における情報化を一層進めることなどにより、生涯にわたり情報活用能力を高めていくことのできる環境を整備していくことが重要である。